

新興国・途上国における企業活動と人権リスクの課題

ヴィッキー・バウマン



責任あるビジネス・ミャンマー

センター(MCRB)は、イギリスに本部を置く人権ビジネス研究所(IHRB)とデンマーク人権研究所(DIHR)との協力に基づいた、イギリス、デンマーク、ノルウェー、スイス、オランダ、そしてアイルランドから資金提供を受ける、ヤンゴンを拠点とした市民社会組織である。設立三年の当センターは、地域のニーズと国際基準である国連指導原則に基づき、ミャンマー国内の責任あるビジネスに関する知識やキャパシティを、そしてダイアログを生み出す効果的なプラットフォームを提供している。対話のためのプラットフォームでは、政府、企業および市民社会が共通の理解を構築し、共に人権尊重の推進に取り組んでいる。

●人権尊重の取り組みは投資形態に即して

ビジネスは、人権に正と負の両方の影響を与える。負の影響を最小限にするためには、現状を確認し理解し、その改善方法を検討することが求められるが、これには人権リスクおよび権利の保有者の観点が必要となる。ビジネスによって負の影響を与えないようにするためには、投資の形に合わせた人権尊重の取り組みが必要となる。

●ミャンマーの人権リスク

ミャンマーにおける日本企業の投資は、採掘産業のようにハイリスクな業界には行われておらず、明らかにハイリスクな状態にさらされている企業は現在ない。日本企業は、合弁事業型の投資スタイルを取っている。長期間に亘る企業活動を望んでいるのであれば、

投資判断において、慎重な手順を踏む日本企業こそ、事前の調査の段階で、人権デュー・ディリジェンスのアプローチを盛り込むべきである。これは、投資開始後に問題が露呈し、事業活動が滞るような事態を予め防ぐ効果がある。事業開始後に、住民の移転問題や地域の環境破壊などが明らかになり、その対処のために、長期間におよぶ事業停止になれば、影響は多大なものとなる。事業開始前に、企業が検討すべき人権リスクの分野は多岐に亘り、次に示すリスク項目のとおり、日頃の事業運営とは直接的な関係を持たないものも含まれるため、注意が必要である。

土地——土地は多くの途上国にとって、非常に貴重な資産である。政府は、優遇措置として企業に優先的に事業用地を提供する代わりに、工場等を誘致することがある。これに伴い、既にその土地に住んでいるが、土地の所有権を証明できない住民は、政府の指示により土地から追い出される。結果、追いつきに反発する住民と企業の間で問題が発生する。この問題に事前に対処するには、土地の利用状況について、政府からの情報だけに頼らず、自社で足を運び調査し、

土地の住民と直接に対話を持つことが必要である。土地の使用経歴、現在の利用用途、住人の今後の居住条件等について確認し、対策を検討することが望ましい。

労働上の安全確保——労働法が常に変化し、内容が十分であるとはいえないミャンマーでは、同国の法律を遵守するだけでは十分とはいえない。より広範囲をカバーした先進国の法律の視点から行動することが求められる。ミャンマーは現在、安全、健康に関する法律がなく策定中だが、こういったことに気づき対処する必要がある。

児童労働——ミャンマーでは、法律で定められている就労年齢よりも下の子どもが、何らかの形で就労している。実際働いている労働者が何歳なのか、一四歳以下か、一八歳以下なのか、もしそうであるならば、その理由を調べ、対策を講じなければならない。

先住民——先住民や土着の民族は、言語もシステムも、国の共通のものとは異なるなかで生活を行っている。それゆえに、通常の国家システムのなかで明らかになつていないものを検討するだけでは十分である。彼らが保有する権利を明らかにし、それに対する影響

を考慮しなければならない。

差別——性別、民族、障がい、宗教等あらゆるものに対する差別がないかを検討する。ユニリーバがスーパーストックを、宗教上の問題が多発しているミャンマーの西部で販売した際の広告の一部に、宗教的な差別を意味する言葉が記載されていたことがあった。その地域固有の差別意識を考慮していなかったために発生した問題であった。事前に調査と検証を行い、どこに影響があるのかを予め特定することが必要である。

軍——ミャンマーでは、軍の力が非常に強く権力がある。また何年もの間、民族間での紛争が続いた。問題を回避するためには、紛争地域を避けて事業を行えばよいということではない。直接的に事業には関わりがないと考えていても、事業を継続した結果、関係が社を挙げる、事業開始時点では紛争地域を対象としたビジネスを行ってはいなかったが、事業を拡大するにつれ、紛争地域にも設備を設置する必要が生じた際に、地域の住人との間で問題が浮上し、事業が難航したことがあった。その地域に住む人々の抱える問題、

歴史的な背景が、事業に与える影響を考慮して事業を推進することが必要である。

法規——事業を行う際には、その国の法律に従わなければならないが、新興国ではこれを探すこと自体が困難な場合がある。また翻訳や弁護士の問題もある。どのような義務が法律で課せられているかについて理解するために、様々なデュー・デリジエンスを行わなければならない。

透明性——新興国においては、政府のみならず、企業の透明性も不十分なことが多く、これが大きなリスクとなる。新興国では、企業が必要な情報のすべてを入手できない、またコミュニケーションが企業について情報を入手できていない。結果、お互いの情報不足による問題が起る。企業から発信する情報の透明性を上げることで、必要な情報が必要な人に届き、問題を先に防止することが可能になる。

言論と結社の自由——新興国では、労働組織のデモが頻繁に発生する。政府はデモを抑制する目的で、警察隊を出動させ、デモの鎮圧を行うことがあるが、この際に抑制の一環で発砲し、労働者が犠牲になることがある。こういった

政府警察による鎮圧も、政府がやっていることだから自社には関係ないということではなく、自社の問題として捉えなければならない。

救済策へのアクセス——企業によって、何かの不正や消費者や労働者の権利侵害が行われた時に、被害を受けた人が、救済策へアクセスできる手段は用意されているかの確認が必要である。政府がどのような救済策を提供するのか、法的手段が提供されるのかという点も重要である。

腐敗——腐敗も人権リスクのひとつである。ビジネスが腐敗すると、結果として法律を破って違反を起し、人権を侵害することにつながる。たとえば租税であれば、政府に必要なお金が行かなくなる。ことによって、新興国政府が必要としている初等教育支援に資金が回らなくなり、本来なら税金で賄われる資金で学校に行けるはずの子どもたちがその機会を失うということにつながる。

貧困——教育や保健分野に対する支援をビジネスが行うか否かは、慎重な判断が求められる。これらの分野のサービスは継続して提供されるべきものであり、ビジネスが存続できなくなったからサービ

スをやめるということは許されない。支援を行う際にはこの点を考慮し、ビジネスが責任を負う部分と、政府がやるべきところの線引きをしなければならない。

これらの人権リスクは、ミャンマーに限らず、すべての新興国に共通してみられる。より多くの、各国における実例を、ビジネスと人権資料センターのウェブサイト⁽¹⁾で参照することができる。

●権利の保有者は誰か

権利の保有者には、ビジネスで影響を受ける被雇用者やコミュニティが含まれる。会社として、権利の保有者たちが影響をいかに理解するのかわ、「彼らはこう思っているだろう」という思い込みではなく、彼らの権利を正しく理解し、権利者が懸念する次の点を考慮する必要がある。

まずは雇用だが、これはビジネスが貢献し、プラスの影響を与えることができる部分である。次に電気、健康、教育のアクセス不足だが、これらは政府が責任を持つべき部分と、ビジネスが実施する部分を正しく見極める必要がある。また水不足も懸念される。さらに、インフラ開発が求められる。イン

フラ開発では、ビジネスがプラスの影響を与えることができるが、開発の際には、地元の権利の保有者と積極的に話をする必要があり、地元の住民は、事業用地の権利がどのように扱われるのか、自分たちの権利が侵害されることはないかを恐れている。他にも政府に対する不信任、情報不足、救済へのアクセス不足、地域間の緊張も権利の保有者が懸念するものとして挙げられる。企業が事業を行う際には、このような権利の保有者の懸念を理解しなければならない。

●日系合弁事業の観点から

まず留意すべき点は投資における株主比率である。自社の投資が事業にコントロールを持つ支配株主なのか、少数株主なのかを考えると、異なる文化を持つパートナー企業との存在が、事業に大きな影響を与える。どのようなビジネスを対象としているのか、パートナー間の関係は良好か、ガバナンスは適切に統治されているかの確認が必要である。自社が少数株主のパートナーだとしても、他社の抱える問題が自社に関係がないとはいえない。指導原則によると、少数

株主企業もビジネスの一部としてみなされる。NGO、株主、政府等の様々なステークホルダーは、少数株主のパートナーに対しても指摘してくる。

合弁事業では様々な人権に関する問題が起こる。ミャンマーにおいて日本のビール製造会社は、水の利用や土地の使用に関する問題に直面した。企業がコミュニティから水を奪っていないかという点が論点となった。また工場用地として企業が所有する土地に、実際は田舎から都会に集まってきたコミュニティが存在していたために、問題が起こった。一時的とはいえ、そこに住んでいる人たちを追い出し、土地を使い事業を行うというのは人権の観点から好ましいといえないため、様々な対処が必要となる。さらに、ミニスカートを着用し、夜の酒場でビールの販売促進を行うビアガールは、少女たちが多く、彼女たちが危険な目に合うことがないか、人権も配慮しなければならぬ。その他、労働結社の自由、租税といった問題も考慮しなければならない。

が役に立つ。その方針を外部に示すことで、企業は自分たちを防御することもできる。

新興国で合弁事業を行う企業に対するアドバイスを挙げる。第一に、慎重にパートナーを選びを行うこと。第二に、契約を締結する前に、人権デュー・デリジエンスを行い、問題を特定し、パートナーとその議論を行うこと。どのような問題があるかを理解するため、外部ステークホルダーと協議することや、過去に何が起こったかを確認することも必要である。

第三に、合弁事業を計画する際に、人権について明示して考えること。これには、具体的な問題の管理の方法、たとえば土地の使用や雇用のルール等が含まれる。第四に、事業を始める前に発生した既存の問題を確認すること。もし既存の問題の原因がパートナー側にあるとすれば、そのことを合弁契約書に書いておかなければならない。

●日本政府・企業への提言

発展途上国でビジネスを行う企業にとって、人権尊重を考える機会、優位性を発揮できるチャンスである。もし問題が少なければ、ビジネスが成功する確率は高い。

指導原則をガイドとして使い、権利の保有者すべてについて考えることが成功へ導く。

日本の企業は人権というと、従業員の権利だけを考えがちだが、人権に含まれる権利はより広い。企業は包括的に人権の方針を策定することが求められる。法律上の書面を整えるだけでは不十分であり、人権の問題を特定し、対処することが重要である。積極的に外部とのコミュニケーションを行い、苦情を受け付けそれに対応することが必要である。

最後に、日本政府への提言としては、新興国の現地にある日本大使館のなかに、投資を検討あるいは実施している企業との連絡窓口を作り、進出企業への指導を行うことを求める。そして政府は、行動計画を国として策定し、国内外へその枠組みを打ち出してほしい。それが、日本から投資を行う企業への支援に繋がる。

(Vicky Bowman / 責任あるビジネス・ミャンマーセンター代表)

【注】

(1) Business and Human Rights Resource Centre ウェブサイト
<https://www.business-humanrights.org/>